

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月11日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(部課長等の専決)		(部課長等の専決)	
第3条 本部長は、前条に定める専決事務について必要がある場合は、新潟県警察本部の部長若しくは課長又は警察署長若しくは警察署の課長以上の職にある者にその一部を専決させることができる。		第3条 本部長は、前条に定める専決事務について必要がある場合は、新潟県警察本部の部長若しくは課長又は警察署長にその一部を専決させることができる。	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
新続 潟条 県例 行関 政係 手	(略)	行関 政係 手 続 条 例	(略)
(略)		(略)	
暴の 力防 団止 員等 にに よ関 るす 不 当法 な律 行関 為係	(1)～(8) (略) (9) 暴対法第28条第1項の規定による離脱希望者その他の関係者に対する援護等の必要な措置を行う旨の決定 (10)～(85) (略)	暴の 力防 団止 員等 にに よ関 るす 不 当法 な律 行関 為係	(1)～(8) (略) (9) 暴対法第28条第1項の規定による離脱希望者その他の関係者に対する援護等の措置を行う旨の決定 (10)～(85) (略)
(略)		(略)	

風適 俗正 営化 業等 等に の関 規す 制る 及法 び律 業関 務係 の	(1)～(8) (略) (9) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認(第20条第10項において準用する場合を含む。) (10)～(42) (略) (43) 風営適正化法第37条第3項の規定による <u>証明書</u> の作成 (44)～(74) (略)	風適 俗正 営化 業等 等に の関 規す 制る 及法 び律 業関 務係 の	(1)～(8) (略) (9) 風営適正化法第9条第1項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認(第20条第10項において準用する場合を含む。) (10)～(42) (略) (43) 風営適正化法第37条第3項に <u>規定する証明書</u> の作成 (44)～(74) (略)
(略)		(略)	
古法 物関 営係 業	(1)～(18) (略) (19) 古物法第22条第2項の規定による <u>証票</u> の作成 (20)～(58) (略)	古法 物関 営係 業	(1)～(18) (略) (19) 古物法第22条第2項に <u>規定する証票</u> の作成 (20)～(58) (略)
(略)		(略)	
警 備 業 法 関 係	(1)～(15) (略) (16) <u>警備業法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納の受理</u> (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) <u>警備業法第23条第5項の規定による合格証明書の返納の受理</u> (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) <u>警備業法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納の受理</u> (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) <u>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条の規定による届出書の受理</u> (31) (略) (32) (略) (33) (略) (34) <u>講習等に関する規則第3条第4号の規定による同条第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者としての認定</u>	警 備 業 法 関 係	(1)～(15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) <u>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条に規定する届出書の受理</u> (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) <u>講習等に関する規則第3条第4号の規定による同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者としての認定</u>

	(35) (略)		(32) (略)
	(36) (略)		(33) (略)
	(37) (略)		(34) (略)
	(38) (略)		(35) (略)
	(39) (略)		(36) (略)
	(40) (略)		(37) (略)
	(41) (略)		(38) (略)
	(42) (略)		(39) (略)
	(43) (略)		(40) (略)
	(44) (略)		(41) (略)
	(45) (略)		(42) (略)
	(46) (略)		(43) (略)
	(47) (略)		(44) (略)
	(48) (略)		(45) (略)
	(49) (略)		(46) (略)
不正 等に 関 ス ル 行 法 為 律 の 関 係	(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。） <u>第9条第1項</u> の規定による援助の申出の受理 (2) 不正アクセス禁止法 <u>第9条第1項</u> の規定による援助措置の実施 (3) 不正アクセス禁止法 <u>第9条第2項</u> の規定による事例分析の実施に係る事務（委託先の決定を除く。） (4) (略)	不正 等に 関 ス ル 行 法 為 律 の 関 係	(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。） <u>第6条第1項</u> の規定による援助の申出の受理 (2) 不正アクセス禁止法 <u>第6条第1項</u> の規定による援助措置の実施 (3) 不正アクセス禁止法 <u>第6条第2項</u> の規定による事例分析の実施に係る事務（委託先の決定を除く。） (4) (略)
	(略)		(略)
銃取 砲締 刀法 剣関 類係 所 持 等	(1) (略) (2) 銃刀法第4条の3第1項の <u>規定による認知機能検査</u> (3)～(18) (略) (19) 銃刀法第8条第3項の規定による失効し、 <u>又は</u> 取り消された許可に係る事項のまつ消 (20)～(63) (略)	銃取 砲締 刀法 剣関 類係 所 持 等	(1) (略) (2) 銃刀法第4条の3第1項に <u>規定する認知機能検査</u> (3)～(18) (略) (19) 銃刀法第8条第3項の規定による失効し <u>又は</u> 取り消された許可に係る事項のまつ消 (20)～(63) (略)
火 薬 類 取 締 法 関 係	(1)～(7) (略) (8) 自動車、軽車両等による運搬に係る火薬又は消費に係る猟銃用火薬類等に関する火薬法第45条の <u>規定による緊急措置等</u> (9)～(11) (略) (12) <u>火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「火薬法施行令」という。）第2条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理</u> (13) <u>火薬法施行令第3条の規定による運搬証明書の返納の受理</u> (14) <u>火薬法施行令第4条の規定による都道府県公安委員会との連絡</u>	火 薬 類 取 締 法 関 係	(1)～(7) (略) (8) 自動車、軽車両等による運搬に係る火薬又は消費に係る猟銃用火薬類等に関する火薬法第45条に <u>規定する緊急措置等</u> (9)～(11) (略) (12) <u>火薬類の運搬に関する総理府令（昭和35年総理府令第65号）第6条の規定による旧証明書又は第7条の規定による証明書の返納の受理</u> (13) <u>火薬類の運搬に関する総理府令第9条の規定による当該公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> (14) <u>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令（昭和</u>

	(15) <u>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「譲渡等府令」という。）第8条の規定による譲渡許可証等の継続記載欄の追加</u> (16)～(19) (略)		<u>41年総理府令第46号。以下「譲渡等府令」という。）第7条第2項の規定による旧許可証の返納の受理</u> (15) 譲渡等府令第8条の規定による譲渡許可証等の継続記載欄の追加 (16)～(19) (略)
(略)		(略)	
高安 圧法 ガ関 ス係 保	<u>高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条の規定による通報の受理</u>	高締 圧法 ガ関 ス係 取	<u>高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第74条の規定による通報の受理</u>
(略)		(略)	
放射 性同 位元 素等 によ る放 射線 障害 の防 止に 関す る法 律関 係	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第42条第1項の規定による報告の徴収</u> (2) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施</u> (3) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第18条の規定による都道府県公安委員会との連絡</u> (4) <u>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届出府令」という。）第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第4項の規定による届出受理書の交付</u> (5) (略)	放射 性同 位元 素等 によ る放 射線 障害 の防 止に 関す る法 律関 係	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条の2の規定による立入検査等の実施</u> (2) <u>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届出府令」という。）第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第3項の規定による届出受理書の交付</u> (3) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第2条第4項の規定による変更届出書の受理及び同条第5項の規定による変更届出受理書の交付</u> (4) (略) (5) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第4条の規定による当該公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> (6) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第6条の規定による報告の徴収</u>
化学 学関 兵係 器の	(1)～(5) (略) (6) <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）第3条の4の規定による運搬証明書の返納の受理</u>	化学 学関 兵係 器の	(1)～(5) (略) (6) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）第4条の規定による指示内容の通知及び必要な連絡</u>

禁止及び特定物質の規制等に関する法	<p>(7) <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第3条の5の規定による都道府県公安委員会の間の連絡</u></p> <p>(8) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）第4条の規定による運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え</u></p> <p>(9) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第5条の規定による運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付</u></p>	禁止及び特定物質の規制等に関する法	<p>(7) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第5条の規定による運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え</u></p> <p>(8) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第6条の規定による連絡の受理及び必要な指示</u></p> <p>(9) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第7条の規定による運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付</u></p> <p>(10) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第8条及び第9条の規定による運搬証明書の返納の受理</u></p>
(略)		(略)	
探偵に業関のす業る務法の律適関係	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>探偵業法第13条第2項の規定による身分証明書の作成</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	探偵に業関のす業る務法の律適関係	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>探偵業法第13条第2項に規定する身分証明書の作成</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>
(略)		(略)	
道路交通法関係	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付申請の受理</u></p> <p>(8) <u>道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>道交法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消し</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p>	道路交通法関係	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>道交法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p>

- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車の制限外牽引の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) 道交法第75条第9項の規定による車両の使用制限に関する文書の交付及び標章の貼付（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）
- (40) (略)
- (41) 道交法第75条の2の2の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出要求
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)
- (49) (略)
- (50) (略)
- (51) (略)
- (52) (略)
- (53) (略)
- (54) (略)
- (55) (略)
- (56) (略)
- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)
- (60) (略)
- (61) (略)
- (62) (略)
- (63) (略)
- (64) (略)
- (65) (略)

- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車のけん引制限外けん引の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) 道交法第75条第9項の規定による車両の使用制限に関する文書の交付及び標章のちよう付（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）
- (38) (略)
- (39) 道交法第75条の2の2の規定による安全運転管理者又は自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)
- (49) (略)
- (50) (略)
- (51) (略)
- (52) (略)
- (53) (略)
- (54) (略)
- (55) (略)
- (56) (略)
- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)
- (60) (略)
- (61) (略)
- (62) (略)
- (63) (略)

(66) (略)
(67) (略)
(68) 道交法第99条の6の規定による指
定自動車教習所についての検査の実施
又は報告若しくは資料の提出の要求
(69) (略)
(70) (略)
(71) (略)
(72) (略)
(73) (略)
(74) (略)
(75) (略)
(76) (略)
(77) (略)
(78) (略)
(79) (略)
(80) (略)
(81) (略)
(82) (略)
(83) (略)
(84) (略)
(85) (略)
(86) (略)
(87) (略)
(88) (略)
(89) (略)
(90) (略)
(91) (略)
(92) (略)
(93) (略)
(94) (略)
(95) (略)
(96) (略)
(97) (略)
(98) (略)
(99) (略)
(100) (略)
(101) (略)
(102) (略)
(103) (略)
(104) (略)
(105) (略)
(106) (略)
(107) (略)
(108) (略)
(109) (略)
(110) (略)
(111) (略)
(112) (略)
(113) (略)

(64) (略)
(65) (略)
(66) 道交法第99条の6の規定による指
定自動車教習所についての検査の実施
及び報告又は資料の提出の要求
(67) (略)
(68) (略)
(69) (略)
(70) (略)
(71) (略)
(72) (略)
(73) (略)
(74) (略)
(75) (略)
(76) (略)
(77) (略)
(78) (略)
(79) (略)
(80) (略)
(81) (略)
(82) (略)
(83) (略)
(84) (略)
(85) (略)
(86) (略)
(87) (略)
(88) (略)
(89) (略)
(90) (略)
(91) (略)
(92) (略)
(93) (略)
(94) (略)
(95) (略)
(96) (略)
(97) (略)
(98) (略)
(99) (略)
(100) (略)
(101) (略)
(102) (略)
(103) (略)
(104) (略)
(105) (略)
(106) (略)
(107) (略)
(108) (略)
(109) (略)
(110) (略)
(111) (略)

(114) (略)
(115) (略)
(116) (略)
(117) (略)
(118) (略)
(119) (略)
(120) (略)
(121) 道交法第109条の2の規定による情報の提供及び情報提供事務の委託
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) (略)
(127) (略)
(128) 道交法第111条第3項の規定による道路の交通に関する調査結果の通知

(129) 道交法第114条の5第1項の規定による自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行の禁止又は制限
(130) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第13条第1項の規定による緊急自動車又は第14条の2の規定による道路維持作業用自動車の指定又は届出の受理
(131) 道交法施行令第40条の2の規定による委託の公示
(132) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項変更届出の受理
(133) 道交法施行規則第9条の9第1項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習の実施

(134) 道交法施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定
(135) 道交法施行規則第18条の5の規定による審査の実施
(136) 道交法施行規則第22条第2項の規定による運転免許試験の日時、場所の指定及び同条第3項の規定による運転免許試験の日時の再指定
(137) 道交法施行規則第24条第8項の規定による技能試験を行う警察職員の指定

(112) (略)
(113) (略)
(114) (略)
(115) (略)
(116) (略)
(117) (略)
(118) (略)
(119) 道交法第109条の2の規定による情報の提供及びその委託
(120) (略)
(121) (略)
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) 道交法第111条第3項の規定による道路の交通に関する調査結果（調査結果の意見の決定を含む。）の通知

(127) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定による緊急自動車又は第14条の2の規定による道路維持作業用自動車の指定又は届出の受理

(128) 道路交通法施行令第40条の2の規定による委託の公示

(129) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9第1項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習の実施
(130) 道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定
(131) 道路交通法施行規則第18条の5の規定による審査の実施
(132) 道路交通法施行規則第22条第2項の規定による運転免許試験の日時、場所の指定及び同条第3項の規定による運転免許試験の日時の再指定
(133) 道路交通法施行規則第24条第8項の規定による技能試験を行う警察職員の指定

(138) 道交法施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付
(139) 道交法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知
(140) 道交法施行規則第31条の5第3項の規定による自動車教習所の廃止又は名称等の変更の届出の受理
(141) 道交法施行規則第33条第4項第2号ニの規定による応急救護処置教習指導員の認定
(142) 道交法施行規則第37条の2第2項の規定による命令書の交付
(143) 道交法施行規則第38条第8項第2号の規定による応急救護処置講習指導員の認定
(144) 道交法施行規則第38条第15項の規定による講習終了証明書の交付
(145) 道交法施行規則第38条の2の規定による講習終了証明書の交付
(146) 道交法施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の受理
(147) 道交法施行規則第38条の7第2項の規定による交通情報の提供を行う法人の認定
(148) (略)
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示

(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)

(134) 道路交通法施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付
(135) 道路交通法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知
(136) 道路交通法施行規則第31条の5第3項の規定による自動車教習所の廃止又は名称等の変更の届出の受理
(137) 道路交通法施行規則第33条第4項第2号ニの規定による応急救護処置教習指導員の認定
(138) 道路交通法施行規則第37条の2第2項の規定による命令書の交付
(139) 道路交通法施行規則第38条第8項第2号の規定による応急救護処置講習指導員の認定
(140) 道路交通法施行規則第38条第15項の規定による講習終了証明書の交付
(141) 道路交通法施行規則第38条の2の規定による講習終了証明書の交付
(142) 道路交通法施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の受理

(143) (略)
(144) (略)
(145) (略)
(146) (略)
(147) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示
(148) 指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）第9条の規定による指定の取消し理由の通知及び指定の取消しの公示
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)

(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法施行細則」という。）第7条の2第4項の規定による標章の交付
(177) 道交法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付
(178) 道交法施行細則第12条の3第1項の規定による申請書の受理
(179) 道交法施行細則第12条の3第2項の規定による教習修了証又は認定証の交付
(180) 道交法施行細則第20条第5号の規定による臨時に行う運転免許試験の場所の指定
(181) 道交法施行細則第27条の3の規定による運転免許取得者教育機関の認定書の交付
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）第3条の規定による登録等の通知
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) 自動車ターミナル法（昭和34年法

(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)
(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）第7条の2に規定する標章の交付
(173) 新潟県道路交通法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付
(174) 新潟県道路交通法施行細則第12条の3第1項の規定による申請書の受理
(175) 新潟県道路交通法施行細則第12条の3第2項の規定による教習修了証又は認定証の交付
(176) 新潟県道路交通法施行細則第20条第5号の規定による臨時に行う運転免許試験の場所の指定
(177) 新潟県道路交通法施行細則第27条の3の規定による運転免許取得者教育機関の認定書の交付
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）第3条の規定による登録等の通知
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) 自動車ターミナル法（昭和34年法

	<p>律第136号) <u>第19条</u>の規定による意見の申述</p> <p>(198) (略)</p> <p>(199) 保管場所法第9条第2項の規定による自動車の運行供用の制限に関する文書の交付及び標章の<u>貼付</u></p> <p>(200) (略)</p> <p>(201) (略)</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) (略)</p> <p>(204) (略)</p> <p>(205) (略)</p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p> <p>(208) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取及び弁明規則」という。)第3条の規定による意見の聴取を主宰する者の指名</p> <p>(209) (略)</p> <p>(210) (略)</p> <p>(211) (略)</p> <p>(212) <u>意見の聴取及び弁明規則第14条第2項の規定による弁明録取者の指名</u></p>		<p>律第136号) <u>第36条第2項</u>の規定による意見の申述</p> <p>(194) (略)</p> <p>(195) 保管場所法第9条第2項の規定による自動車の運行供用の制限に関する文書の交付及び標章の<u>ちよう付</u></p> <p>(196) (略)</p> <p>(197) (略)</p> <p>(198) (略)</p> <p>(199) (略)</p> <p>(200) (略)</p> <p>(201) (略)</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) (略)</p> <p>(204) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取及び弁明規則」という。)第3条の規定による意見の聴取を主宰する者の指名及び<u>第14条第2項の規定による弁明録取者の指名</u></p> <p>(205) (略)</p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
災害対策基本法関係	<p>(1) <u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第48条第2項の規定による防災訓練における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(2) <u>災対法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(3) <u>災対法第76条第2項の規定による通行禁止区域等その他必要な事項を周知させる措置</u></p> <p>(4) <u>災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第20条の2第1項の規定による防災訓練における標示の設置</u></p> <p>(5) <u>災対法施行令第20条の2第2項の規定による防災訓練における回り道の明示</u></p> <p>(6) <u>災対法施行令第20条の2第3項の規定による防災訓練における道路管理者の意見聴取</u></p> <p>(7) <u>災対法施行令第20条の2第4項の規定による防災訓練における関係都道府</u></p>	災害対策基本法関係	<p>(1) <u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(2) <u>災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止区域等その他必要な事項を周知させる措置</u></p>

県公安委員会への通知

- (8) 災対法施行令第20条の2第5項の規定による防災訓練における広報
- (9) 災対法施行令第32条第1項の規定による標示の設置

- (10) (略)
- (11) 災対法施行令第32条第3項の規定による関係都道府県公安委員会への通知
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条の規定による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限
- (15) 地震法第32条第2項の規定による訓練時における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限
- (16) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第11条第1項の規定による標示の設置
- (17) 地震法施行令第11条第2項の規定による道路管理者への通知
- (18) 地震法施行令第11条第3項の規定による関係都道府県公安委員会への通知
- (19) 地震法施行令第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認
- (20) 地震法施行令第12条第2項の規定による標章及び証明書の交付
- (21) 地震法施行令第18条第1項の規定による標示の設置
- (22) 地震法施行令第18条第2項の規定による回り道の明示
- (23) 地震法施行令第18条第3項の規定による道路管理者の意見聴取
- (24) 地震法施行令第18条第4項の規定による関係都道府県公安委員会への通知
- (25) 地震法施行令第19条第2項の規定による訓練時における広報
- (26) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限
- (27) 原子力災害対策特別措置法施行

- (3) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項の規定による標示の設置
- (4) (略)
- (5) 災対法施行令第32条第3項の規定による関係公安委員会への通知

- (6) (略)
- (7) (略)

- 令（平成12年政令第195号。以下「原
災法施行令」という。）第8条第2項の
規定により読み替えて適用される災対
法施行令第32条第1項の規定による標
示の設置
- (28) 原災法施行令第8条第2項の規定
により読み替えて適用される災対法施
行令第32条第2項の規定による道路管
理者への通知
- (29) 原災法施行令第8条第2項の規定
により読み替えて適用される災対法施
行令第32条第3項の規定による関係都
道府県公安委員会への通知
- (30) 原災法施行令第8条第2項の規定
により読み替えて適用される災対法施
行令第33条第1項の規定による緊急通
行車両の確認
- (31) 武力攻撃事態等における国民の保
護のための措置に関する法律（平成16
年法律第112号。以下「国民保護法」
という。）第42条第2項の規定による訓
練時における歩行者又は車両の通行の
禁止又は制限
- (32) 国民保護法第155条第1項の規定
による緊急通行車両以外の車両の通行
の禁止又は制限
- (33) 国民保護法第155条第2項におい
て準用する災対法第76条第2項の規定
による通行禁止区域等その他必要な事
項を周知させる措置
- (34) 武力攻撃事態等における国民の保
護のための措置に関する法律施行令
（平成16年政令第275号。以下「国民
保護法施行令」という。）第6条の規定
により災対法施行令第20条の2第1項
の規定の例によることとされる訓練時
における標示の設置
- (35) 国民保護法施行令第6条の規定に
より災対法施行令第20条の2第2項の
規定の例によることとされる訓練時に
おける回り道の明示
- (36) 国民保護法施行令第6条の規定に
より災対法施行令第20条の2第3項の
規定の例によることとされる訓練時に
おける道路管理者の意見聴取
- (37) 国民保護法施行令第6条の規定に
より災対法施行令第20条の2第4項の
規定の例によることとされる訓練時に
おける関係都道府県公安委員会への通
知

- | | |
|--|--|
| <p>(38) <u>国民保護法施行令第6条の規定により災対法施行令第20条の2第5項の規定の例によることとされる訓練時における広報</u></p> <p>(39) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第1項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における標示の設置</u></p> <p>(40) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第2項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における道路管理者への通知</u></p> <p>(41) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第3項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における関係都道府県公安委員会への通知</u></p> <p>(42) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における緊急通行車両の確認</u></p> <p>(43) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第33条第2項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における標章及び証明書の交付</u></p> | |
|--|--|

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。